



2024年2月8日

各 位

会 社 名 株式会社タムロン
代表者名 代表取締役社長 桜庭 省吾
(コード番号 7740 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営戦略本部長 野中秀行
(TEL. 048 - 684 - 9111 (代))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年3月27日開催予定の当社第77期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、2023年12月19日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会から取締役への権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図るとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化することを通じて、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2024年3月27日開催予定の当社第77期定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規程の新設ならびに監査役および監査役会に関する規程の削除等の変更を行うものです。
- (2) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第34条として新設するものです。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2024年3月27日(水)(予定)
定款変更の効力発生日 : 2024年3月27日(水)(予定)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第I章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会 ② 監査役 ③ 監査役会 ④ 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第I章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会 ② 監査等委員会 (削 除) ③ 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第II章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第10条の2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>第10条の3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第II章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第III章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第14条の2 取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第III章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第15条の2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第16条の2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条 (条文省略)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>
<p>第IV章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第19条の2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第19条の3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第IV章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>9名以内とする。</u></p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>第21条の2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第22条の2 取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のある時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第23条の2 取締役及び監査役の全員の同意がある時は、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要のあるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(招集通知)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役</p>	
<p>に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短</p>	
<p>縮することができる。</p>	
<p>第32条の2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経な</p>	<p>(削 除)</p>
<p>いで監査役会を開催することができる。</p>	
<p>(決議方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、</p>	
<p>監査役の過半数をもって行う。</p>	
<p>(監査役会規定)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査</p>	
<p>役会において定める監査役会規定による。</p>	
<p>(報酬等)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会</p>	
<p>社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定め</p>	
<p>る。</p>	
<p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第</p>	
<p>423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の</p>	
<p>損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によっ</p>	
<p>て免除することができる。</p>	
<p>第36条の2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監</p>	<p>(削 除)</p>
<p>査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任</p>	
<p>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契</p>	
<p>約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p>(新 設)</p>	<p>第V章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員</p>
<p></p>	<p>を選定することができる。</p>
<p></p>	<p>(招集通知)</p>
<p></p>	<p>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査</p>
<p></p>	<p>等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、こ</p>
<p></p>	<p>の期間を短縮することができる。</p>
<p></p>	<p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで</p>
<p></p>	<p>監査等委員会を開催することができる。</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(決議方法)</u></p> <p>第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第VI章 計 算</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第VI章 計 算</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 当社は、第77期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第77期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の2の定めるところによる。</p>

以上